【物品競争入札参加資格審査申請書の提出要領 新規申請】

五島市が発注する物品の製造請負、買入、修繕及び借入に係る競争入札に参加を希望する方は、「五島市の物品競争入札参加資格登録」が必要です。登録を希望される場合は、資格審査申請書及び添付書類一式を提出してください。

１　申請者の資格要件　次の要件を全て満たすこと

・ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者
・ 五島市の市税を滞納していない者
（※五島市内に、本店（本社）、支店（支社）又は営業所等を有する場合のみ。）
・ 消費税及び地方消費税を滞納していない者

２　受付期間等

（１）期　間　　令和８年１２月１日～令和９年１月１２日（ただし、閉庁日を除く。）
（２）時　間　　午前８時３０分～午後５時１５分（正午から午後１時を除く。）
※令和９年１月４日から次のとおり窓口の受付時間が短縮されますのでご注意ください。
午前８時４５分～午後４時３０分（正午から午後１時を除く。）

毎週火曜日の午前中は、財政課窓口での受付は行いません。
令和９年１２月予定の追加申請を除き、随時の受付は行っていませんので、受付期間中に必ず提出してください。

３　提出書類

（１）物品競争入札参加資格審査申請書一式
（２）添付書類①～⑦ 該当する場合のみ提出（後記「１１添付書類」参照）
（３）提出書類チェックリスト

４　提出方法

・原則郵送（令和９年１月１２日の消印有効）
・持参又は電子申請でも可

５　提出場所及び問い合わせ先

〒８５３－８５０１
長崎県五島市福江町１番１号
五島市役所　総務企画部　財政課契約管財班
ＴＥＬ：０９５９－７２－６１１１（内線２７５）
ＦＡＸ：０９５９－７４－１９９４
メールアドレス：zaisei.nyu@city.goto.lg.jp
電子申請：五島市まるごとう＞トップページ＞事業者向け情報＞入札・契約情報・登録業

者＞競争入札参加資格審査申請＞物品（五島市競争入札参加資格審査申請）

６　入札参加資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）

７　受付の確認

・郵送申請で受付印押印後の受付票を必要な場合は、宛先を明記した返信用封筒（切手貼付）又ははがきを添付してください。
・電子申請での受付確認は、申請書送付時に申請完了のメールが届きます。また、書類等の審査終了時に受理完了メールが届きますので、ご確認ください。
・電子申請で受付印押印後の受付票を必要な場合は、受付票必要の旨、記入をしてください。後日、電子申請時に登録されたメールアドレス宛に受付票を送付します。

８　提出の際のお願い

・物品競争入札参加資格審査申請書の作成にあたっては、間違いのないように注意し、申請書の各項目は該当のない場合を除き、全て記入ください。
※特に申請年月日、電話番号、委任状の委任期間等は、漏れなく記入ください。
・書類に不備があり、修正提出に応じない場合は、登録されません。
・申請書、証明書（写し）などは、両面印刷を活用してください。
・「提出書類チェックリスト」（市様式）にて必ずご確認ください。（※必須）
※チェックリストは申請書類と一緒に提出してください。
・申請書類は、申請書、１１添付書類①～⑦、チェックリストの順に並べて、左端ホチキス又はクリップ止めで提出してください。

《物品競争入札参加資格審査申請書の記入について》

１　物品競争入札参加資格審査申請書

（１）申請年月日は、申請書の提出日を記入してください。※郵送の場合、郵送日を記入

（２）申請人の欄には、法人の場合は本社名、個人の場合は経営者名を記入ください。
申請人の出先の欄は、委任しようとする場合のみ支店、営業所等を記入ください。

２　登録希望品目一覧表

登録を希望するものについて、取扱品目に「〇」を記入してください。

・「取扱品目」は、指名の際に参考にしますので、必ず「〇」を記入ください。

・ 記載のないもので登録を希望する品目は、空欄へ追記をお願いします。

（記入例）

【登録希望品目一覧表】※下記「〇」をつけた品目について登録を希望します。

（※下記に記載のないもので、登録を希望する品目は空欄へ追加記入してください）

業種番号・業種		取扱品目（〇をつけてください）						提出書類（★）
1	車両類	〇	普通自動車		救急車	〇	自動二輪車	
		〇	軽自動車		消防自動車		自転車	
		〇	トラック		消防ポンプ積載車		福祉車両	
			バス		塵芥収集車	〇	××× （追加する物品）	
2	各種車両部品		各種部品		バッテリー		ナンバープレート	

３　営業実態報告書

（１）報告書の基準日は、令和８年１２月１日とします。

（２）従業員数（派遣社員・常勤役員は含まない）の五島市常駐勤務従業員数は、市外の本店又は他営業所等との兼任者は該当しません。

（３）車両台数（リースを含む）の五島市配置台数には、支店又は営業所等で、五島市に配置している台数を記入してください。

（４）機械設備等参考事項には、機械名、数等は、できるだけ詳しく記入ください。

４　支店等常駐職員一覧表【※五島市の支店・営業所のみ該当】

市内支店等とは、所在地が市内にある支店等で登録し、次の条件を満たす者

（１）五島市に法人市民税を納税し、かつ五島市に税の滞納のない者

（２）事務所に営業活動を行い得る常駐職員（責任者において営業活動を行う場合にあっては責任者とする。）が配置され、かつ、責任者が常駐していなければならない。（常駐とは、１週間の所定労働時間が２０時間以上であること。）

また、添付書類として、指定常駐勤務を証明できる書類（健康保険被保険者証（※社会保険に限る。）の写し（裏面を含む。）、雇用保険資格取得等確認通知書、雇用保険事業者別被保険者台帳の写し等）の提出をお願いします。

提出できない場合は、雇用契約書など雇用が確認できる書類をお願いします。

５　委任状

（１）支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合は、必ず提出してください。

（２）委任年月日は、令和８年１２月１日から令和９年１月１２日の間です。

（３）委任事項を抹消又は訂正した場合は、その箇所に委任者の印を押してください。

（４）委任期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの間です。

６　使用印鑑届

（１）使用印鑑は、入札書、見積書、請求書等に使用する印鑑を定めてください。

（２）必ずしも実印による必要はありませんが、指輪印など変形しやすいもの、欠けているもの、すり減っているものは使用しないでください。

※会社印だけの登録は受け付けられません。**必ず、代表者の印鑑を登録してください。**

※届出した印鑑を使用せず、他の印鑑を使用している業者が見受けられるのでご注意ください。

（３）届出日は、令和８年１２月１日から令和９年１月１２日の間です。

（４）取引金融機関、口座名義人、種別、口座番号を必ず記入ください。電算処理を行うため、フリガナは必ず記入してください。

７　誓約書

（１）熟読のうえ申請人（本社、本店）が記入してください。違反した場合は、指名の取消し、又は停止する場合があります。

（２）誓約書の年月日は、令和８年１２月１日から令和９年１月１２日の間です。

８　暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿

・「暴力団排除に関する誓約書」及び「役員等名簿」を提出してください。

・法人の場合、「役員等名簿」に記入する者は、代表者を含む役員全員（登記簿に載ってる者で外部監査役等も含む。）です。

・**支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合は委任先の代表者も記載**してください。

・個人の場合、「役員等名簿」に記入する者は、代表者のみです。

・「役員等名簿」に記入する住所は、地番まで記入してください。

※「役員等名簿」の未提出が多くありますので、必ず提出してください。

９　入札保証金免除申請書（市指定様式）

・対象となる物品（業務）は、契約の相手方が国又は公社、公団、地方公共団体で、令和７年４月１日から令和９年３月３１日の間に納品（業務）完了したもの、又は納品（業

務）完了予定のものです。

・五島市以外との契約があった旨を記載する場合は、その実績に係る証明書又は契約書の（写し）を添付してください。契約書（写し）を添付する際は、契約金額、相手先、契約期間、契約締結日が分かるようにコピーしてください。

※提出がない場合は、入札参加の際**「入札保証金」**が必要です。

入札見積金額（税込）の５／１００以上の額を、入札会場にて納付いただきます。

１０　系列会社に関する届出書（市指定様式）

該当がない場合も「無」で提出が必要です。

１１　添付書類

①から⑥については、申請日から３か月以内に発行したものを提出してください。

※写し可

	法　人	個　人
①消費税及び地方消費税について未納のない証明 【※税務署で発行】	○ （税務署様式その３の３）	○ （税務署様式その３の２）
②履歴事項全部証明書(法人のみ) （登記事項証明） 【※法務局で発行】	○	
③身分証明書(個人のみ)		○ ※本籍地の市町村で発行
④印鑑登録証明書	○ ※法務局で発行	○ ※居住地の市町村で発行
⑤五島市税の「完納証明書」 【※1 五島市税務課で発行】	○	○
⑥五島市法人住民税納税証明書 【※2 五島市税務課で発行】	○ ※五島市に支店等がある場合に提出	
⑦業種による提出書類	※別表１に該当する場合に提出（➡P7 に記載）	

※1 完納証明書交付の際、直近に納付された場合、領収証の提示をお願いすることがあります。

※2 本店代表者が税務課窓口に来られない場合は、委任状が必要になります。

１２　注意事項

（１）物品競争入札参加資格審査申請書の作成にあたっては間違いのないように注意し、申請書の各項目は該当のない場合を除き、全て記入ください。

※特に申請年月日、委任状の委任期間、電話番号等は漏れなく記入ください。

（２）申請書等の内容（代表者・受任者、住所、電話番号等）に変更があった場合は、些細な事項にかかわらず、必ず変更届を提出してください。

（３）法人格を有する業者の入札指名等について、全部事項証明書と登録希望品目に明らかな隔たりがある場合は、原則選定業者としません。ただし、指名業者が少ないような場合は、選定業者として指名します。

（４）該当する品目に登録業者が多く、入札頻度の高い入札に関しては、受注機会の均等化・拡大の点から複数に分けて業者選定し、入札を執り行います。

１３　資格の決定

資格の決定通知については、各業者へ個別に行いませんので、五島市ホームページ「入札・契約情報」の物品登録業者名簿でご確認ください。

（令和９年３月下旬頃に掲載予定）

１４　申請書の内容に変更があった場合

申請書を提出後に内容の変更があった場合は、「別表２　申請書内容に変更があった場合の提出書類」に該当する書類を提出してください。

【ご注意ください！】

※納税状況の確認について（毎年１回）

資格登録期間は２年間となり、２年目は更新期間となっています。
更新期間に更新を行わないと、登録資格は有効ですが、入札保証金は免除されません。

１年目（新規登録）：令和８年１２月１日～令和９年１月１２日まで（閉庁日を除く。）
２年目（更新期間）：令和９年１２月１日～令和１０年１月１１日まで（閉庁日を除く。）※予定

次回の更新登録は、令和９年１２月を予定しています。

※なお、次回の新規登録・更新手続きについても、個別に通知いたしません。
申請期間が近づきましたら五島市ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

【別表１】

〇業種による提出書類一覧表

業種番号	業種別	提出書類の名称	許認可等機関
１３	医療器具類	高度管理医療機器等販売業許可証	都道府県知事
		管理医療機器販売業届出済証 （高度管理医療機器等販売業許可証があれば不要）	
１４	薬品類	医薬品販売業許可証	都道府県知事
		農薬販売届	
		毒物劇物販売業登録票	
２２	印刷	印刷機械設備及び取扱調査票（市様式）	
２６	日用品・食品・植物	食品販売業届出書、営業許可証	保健所長
３１	燃料	石油製品販売業（開始）届出書	九州経済産業局長
		揮発油販売業者登録通知書	
		液化石油ガス販売事業登録証	都道府県知事
		高圧ガス販売事業届出書	
４２	看板、掲示板、樹脂加工	屋外広告業者登録証	長崎県知事
４４	廃品回収	各登録希望業務に関する必要な登録・許可証 ※鉄くず…古物商許可書	
４６	業務委託	各登録希望業務に関する必要な登録・許可証 ※漂着ごみ回収…建設業の許可証（土木工事） ※電気保安管理…電気主任技術者免状の写し	
４７	その他	※電力…電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類	

※登録期間中に許認可等の有効期間が過ぎた場合は、更新後の許可証等を提出してください。

【別表２】

〇申請書の内容に変更があった場合の提出書類

変更内容		提出書類			
		変更届	委任状	使用印鑑届	登記簿謄本
本社・本店	社（店）名	〇	〇		〇
	代表者	〇	〇		〇
	所在地	〇			〇
	使用印鑑	〇		〇	
	電話・ＦＡＸ番号	〇			
委任先	受任者	〇	〇		
	所在地	〇			
	使用印鑑	〇		〇	
	電話・ＦＡＸ番号	〇			